

# 長野県信用組合

所在地：長野市  
事業内容：金融業  
労働者数：871名（男405名、女466名）



## 1. 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成30年2月11日～令和5年2月10日

(2) 行動計画の内容

- ① 行動計画期間において、配偶者が出産した男性職員のうち、育児休業もしくは育児目的特別休暇等の休暇取得者を10%以上とする
- ② 計画期間において女性職員の育児休業の取得率を80%以上とする
- ③ 年次有給休暇の取得の促進のための休暇制度の新設

## 2. 目標に対する取組結果

- ① 出生時育児休業の施行にともない、うち5日間を有給とする制度を新設。  
配偶者が出産する予定の男性職員に、取得できる休暇・休業制度についての情報提供を行い、取得促進を図った。男性職員の育児休業もしくは育児目的特別休暇等の休暇取得率は53%。
- ② 妊娠した職員に対し、人事部職員とのZoomによる面接を実施。取得できる休暇・休業制度についての情報提供や、復帰にともなう不安を共有し、アドバイスを行った。また、育休者が在籍する部店へ、人員配置などのサポートを実施。女性職員の育児休業取得率は96%。
- ③ 平成30年4月2日プレミアム特別休暇を新設。社内通知文により周知。  
5日間の年次有給休暇と3日間の特別休暇の取得予定管理表を期初に各人提出、その後2か月ごとに実施報告書による進捗状況を管理。期末までに100%完全取得を達成。

## 3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 育児休業取得者 7人

（令和4年4月1日からの制度改正に伴う男性の育児休業取得に関する経過措置②により令和4年4月1日～令和5年2月10日で算出）

<女性> 育児休業取得者 73人（出産した女性労働者76人、育児休業取得率96%）

## 4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）
  - ・短時間勤務制度
  - ・所定外労働の削減
- (2) 時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況（特例認定基準8）
  - ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること  
45時間以上の月 0月
  - ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと  
60時間以上の者 0人
- (3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準9）
  - ① 所定外労働の削減措置
    - ・残業時間改善状況を点数化し、部店の評価に反映
  - ② 年次有給休暇の取得促進措置
    - ・プレミアム特別休暇を新設  
→連続休暇、プレミアム特別休暇、時季指定有給休暇及び5日間の年次有給休暇について各人の取得予定・取得状況を管理
    - ・時間単位の年次有給休暇制度

- ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置
  - ・育児目的休暇制度
- (4) 出産した女性の継続就業率（特例認定基準10） 95%
- (5) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組（特例認定基準11）
  - ・女性職員の職域拡大のための「キャリアアップセミナー」の実施